

令和
3年

品川区相談支援専門員 マニュアル



【目次】

1	<u>はじめに</u>	<u>P2</u>
2	<u>相談支援体制</u>	<u>P3</u>
3	<u>相談支援専門員の役割</u>	<u>P6</u>
4	<u>障害のある方が利用できるサービス</u>	<u>P8</u>
5	<u>計画相談の制度</u>	<u>P11</u>
6	<u>計画相談のながれ（表）</u>	<u>P13</u>
7	<u>計画相談のながれ</u>	<u>P14</u>
8	<u>具体的な取り扱い</u>	<u>P19</u>
9	<u>各種サービスの活用</u>	<u>P22</u>
10	<u>障害者福祉課連絡先</u>	<u>P28</u>

1 はじめに

障害者福祉に関する基本的な施策や、その施策を決定する際の原則を定めている法律として、障害者基本法があります。基本方針として、ノーマライゼーションが挙げられ、日常生活・社会生活を過ごす上で障害の有無により区別するのではなく、すべての人が等しく生活を送ることができるような環境整備が何よりの課題だと認識されています。また、障害者に対する支援でもっとも中心的な法律が障害者総合支援法です。この法律は、それまで施行されていた障害者自立支援法の内容や問題点を踏まえた上で、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために制定された法律です。

障害者総合支援法に基づく相談支援専門員は、障害のある方や障害児及び保護者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。

2 相談支援体制

◎基幹相談支援センター

相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業の他、権利擁護や虐待防止の取り組みも含め、障害の種別なく総合的・専門的な相談支援を行うことを目的に設置しています。

設置主体は品川区とし、障害者福祉課にその機能を置いています。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
指定特定相談支援事業者と地域拠点相談支援センターだけでは対応することが難しくなったケースへの直接介入
- (2) 地域拠点相談支援センターとの連携強化の取り組み
- (3) 地域の相談支援体制の強化取り組み
 - ・地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導
 - ・地域移行、地域定着の促進の取り組み
- (4) 地域の相談や障害福祉サービス等、障害者支援に関わる人材育成支援
- (5) 権利擁護・虐待の防止
 - ・成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・障害者等に対する虐待を防止するための取り組み
- (6) 地域自立支援協議会の運営

◎地域拠点相談支援センター

地域拠点相談支援センターとは、基幹相談支援センターと連携し地域の相談支援の中心的な役割を担い、障害者の主体性を尊重しながら中立的な立場に立つ相談支援センターとして、区が指定する事業所をいいます。

- 品川区旗の台障害児者相談支援センター
- 品川区東品川障害者相談支援センター
- 品川区南品川障害児者相談支援センター
- 品川区精神障害者地域生活支援センター
- 品川区発達障害者相談支援センター

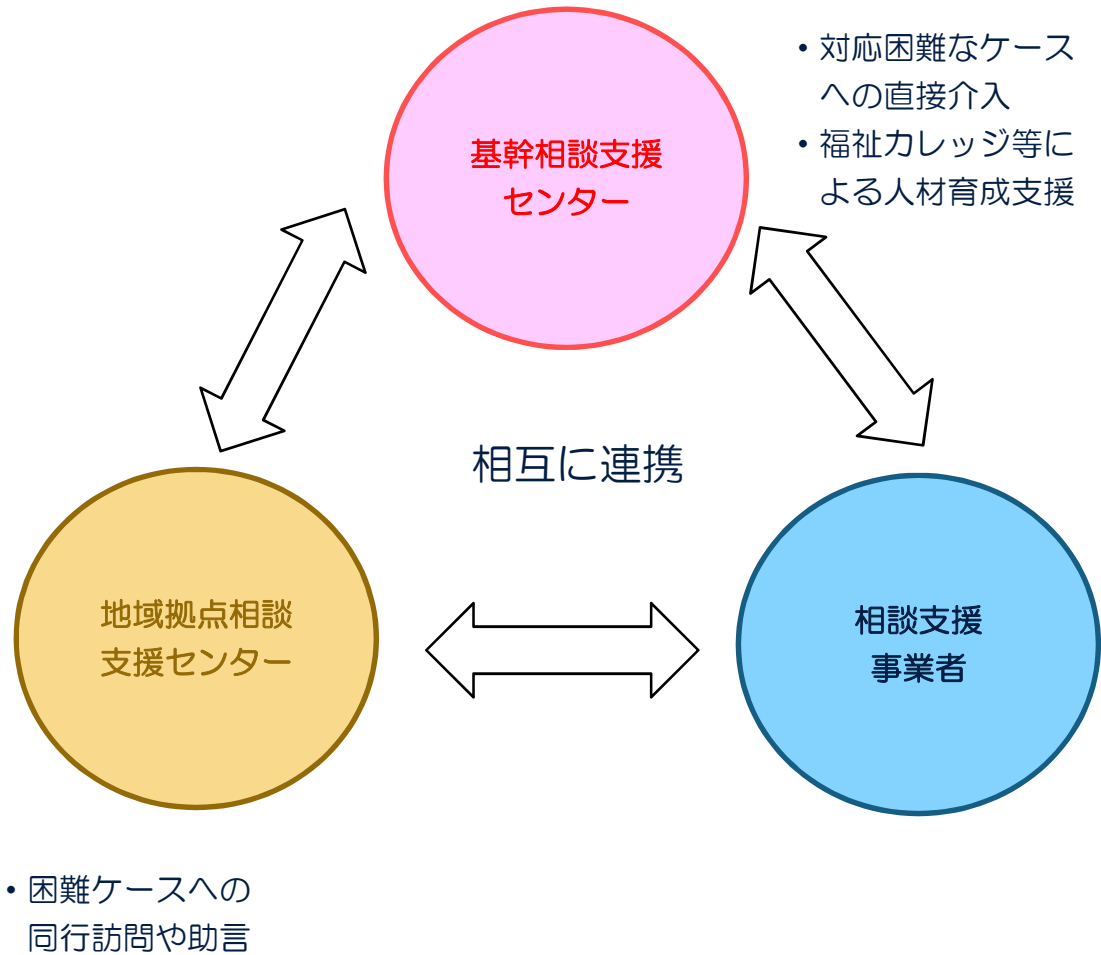
地域拠点相談支援センターの業務は、次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に定める相談業務
- (2) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (3) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (4) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- (5) 権利擁護のための必要な助言に関する業務
- (6) 専門機関の紹介に関する業務
- (7) 関係機関等との定期的な連絡会の実施および地域の相談支援事業者等との連携および調整に関する業務
- (8) 基幹相談支援センターへの本事業に関する状況の定期的な報告
- (9) 相談支援事業者への支援や地域の相談支援体制を強化するための取り組み
 - ①基幹相談支援センターが実施する人材育成への協力
 - ②相談支援事業者だけでは対応することが難しいとの相談があったケースについては、必要に応じて同行訪問やケース会議への同席を行い、相談支援事業者等への助言等の支援を行う
 - ③関係機関（相談支援事業者、障害者相談員、民生委員、高齢者、保健医療、就労等に関する各種の相談機関等）と必要に応じて連携する
- (10) 緊急時・窓口開設時間外の対応
緊急対応が必要な場合は、関係機関に連絡し、対応等を協議のうえ迅速に対応する
- (11) 記録の整備
区民または相談事業者等から受け付けた相談については、主訴、本人または当該相談の対象者の心身の状況、その置かれた環境、対応結果等必要事項を記録、整備をして基幹相談支援センターから求めがあった場合には速やかに提出する
- (12) その他
区が必要と認める事業

◎相談支援事業者

障害福祉サービス等を申請した障害児・者について、サービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

相談体制イメージ図



3 相談支援専門員の役割

(1) 国の求める相談支援専門員の役割

2016年3月～2019年4月厚生労働省が実施した「相談支援の質の向上に向けた検討会」では、相談支援専門員の役割と期待について、以下のようにまとめられました。

役割

障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められる。

期待

将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待される。

計画相談の中では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」において、基本方針として以下のように定められています。

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

(2) 品川区における相談支援専門員の具体的役割

相談支援専門員は、障害児・者およびその家族等の地域生活の質の向上等に貢献するために、基本相談・計画相談支援、地域相談支援に携わる専門職の役割を担っています。

アセスメントを通じて、障害児・者およびその家族等の希望や要望を把握し、障害児・者の抱えている解決すべき課題を明らかにし、置かれている環境を含めて生活全体を総合的にとらえるケアマネジメントを用いて相談支援を行います。そこで明らかになった解決すべき課題に対して、どのような支援またはサービス提供が適切かを考え、サービス等利用計画を作成します。

支援のプロセスにおいて障害児・者の権利が侵害を受けないよう配慮し、基本的な人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を擁護します。

なお、日常的に支援が困難な事例に直面し、その対応に苦慮する場合は、基幹相談支援センター職員および地域拠点相談支援センター職員を交え、検討していきます。

また、相談支援の個別事例等を通して明らかになっていく課題を地域課題として捉え、基幹相談支援センターと共に課題解決に向けた地域づくり、地域資源の開発等に取り組んでいきます。

4 障害のある方が利用できるサービス

障害者総合支援法によって受けられるサービスは、サービスの利用方法によっていくつかのカテゴリーに分けられます。

●自立支援給付

介護給付	<u>居宅介護</u> ：身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助を行う
	<u>重度訪問介護</u> ：重度の障害者が自宅での日常生活を営むことができるように総合的な支援を行うサービス
	<u>同行援護</u> ：視覚障害者に同行などを行うサービス
	<u>行動援護</u> ：自己判断能力が制限されている障害者に移動・外出時に必要な援助を行うサービス
	<u>重度障害者等包括支援</u> ：重度障害者に対して複数のサービスを包括的に行う支援
	<u>短期入所</u> ：施設で短期間生活をする際に受けることのできるサービス
	<u>療養介護</u> ：難病患者や重症心身障害者に医療・介護を行うサービス
	<u>生活介護</u> ：昼間に施設で介護や生産活動のサポートを行うサービス
	<u>施設入所支援</u> ：施設入所者に夜間を中心に排泄や入浴、食事の世話をを行うサービス
訓練等給付	<u>自立訓練（機能訓練）</u> ：障害者の身体機能の維持回復に必要な訓練を行う
	<u>自立訓練（生活訓練）</u> ：障害者の生活能力の維持と向上に必要な訓練を行う
	<u>宿泊型自立訓練</u> ：地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練やその他の支援をするサービス
	<u>就労移行支援</u> ：就労に必要な能力や知識を得るための訓練を行う
	<u>就労継続支援 A 型</u> ：一般企業に就労するのが困難な障害者に行う就労等の機会の提供
	<u>就労継続支援 B 型</u> ：雇用契約を結ばずに、就労の機会や居場所を提供し、就労支援を行う

	<p><u>就労定着支援</u>：就労に伴う生活面の課題に対して支援を行う</p> <p><u>自立生活援助</u>：一人暮らしに必要な生活力などを養うために、必要な支援を行うサービス</p> <p><u>共同生活援助</u>：地域の中で障害者が集まって共同で生活する場を設け、生活面の支援をするサービス</p>
自立支援医療	<u>自立支援医療</u> ：障害の軽減を目的とする医療費の公費負担制度
補装具	<u>補装具</u> ：義肢、装具、車椅子などの給付についての費用を補助する制度
相談等支援	<p><u>計画相談支援</u>：サービス等利用計画案の作成・見直し</p> <p><u>地域相談支援</u>：地域の生活に移行できるようにするための支援（地域移行支援）と常時の連絡体制の確保などのサービス（地域定着支援）</p>

●障害児通所給付

児童発達支援センター	通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行う。その他、発達・発育に関する相談事業を行う
児童発達支援（未就学児）	通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行う
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のあるお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行う
放課後等デイサービス（学齢児）	授業の終了後、または学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障害のあるお子さんに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得支援、集団生活への適応訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、一般の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う
障害児相談支援	サービス等利用計画案の作成・見直し

●地域生活支援事業

その他、区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」があります。（実施主体：区）

相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための支援を行う
意思疎通支援事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの確保と、情報保障のために手話通訳の派遣や要約筆記の派遣を行う
日常生活用具の給付等事業	重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立生活支援用具等の給付または貸与を行う
移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの、外出時の移動を支援する
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に、成年後見制度の利用に要する費用等を援助又は助成することで、成年後見制度の利用を推し進める
地域活動支援センター機能強化事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図る
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業 ・巡回入浴サービス事業 ・ハウスクリーニング事業 ・住宅設備改善費給付事業 ・日中一時支援事業 ・救急代理通報システム事業

5 計画相談の制度

障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される相談支援や計画相談についての概要を説明します。

●相談支援

基本相談支援・計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援の全てを含めたもの。

●基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する問題につき、障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、これらのものと自治体および指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する。

●計画相談支援

障害福祉サービスの支給申請を行った障害者や障害児の保護者は、市区町村の指定を受けた指定特定相談支援事業者から相談支援を受ける事業者を選択する。相談を受けた指定特定相談支援事業者は在籍する相談支援専門員が面接、アセスメントなどを実施してサービス等利用計画を作成する。

●地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援がある。

地域移行支援とは、障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うこと。

地域定着支援とは、居宅で生活する障害者に対して行う常時の連絡体制の確保など、緊急事態等の相談やその他の支援のこと。

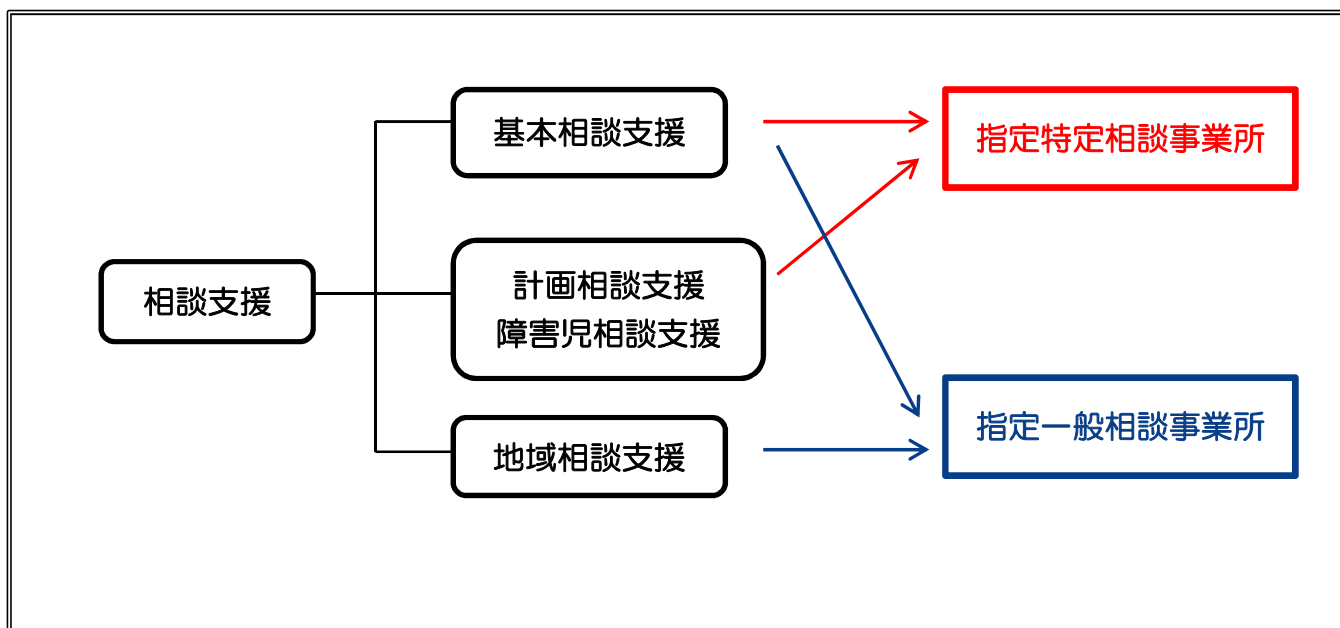
●障害児相談支援

障害児通所サービスの支給申請を行った障害児の保護者は、市区町村の指定を受けた指定特定相談支援事業者から相談支援を受ける事業者を選択する。相談を受けた指定特定相談支援事業者は在籍する相談支援専門員が面接、アセスメントなどを実施してサービス等利用計画を作成する。

用語について

- 指定特定相談支援事業者（区の指定）
基本相談支援と計画相談支援の両方を行う事業者。
- 指定一般相談支援事業者（東京都の指定）
基本相談支援と地域相談支援の両方を行う事業者。

《相談支援体系》



6 計画相談のながれ（表）

1	利用者（サービス利用を希望する障害者や障害児の保護者。以下「利用者」という）からの相談（サービス等利用計画案の作成依頼等）
2	利用者と計画相談の利用契約
3	利用者宅等を訪問、面接、アセスメント
4	サービス等利用計画案を作成し、利用者へ説明
5	利用者の同意・署名を得られたら区へ提出
6	支給決定後、受給者証（写）を区から受け取る
7	サービス担当者会議（※必要に応じて行う）
8	サービス等利用計画を作成し、利用者へ説明
9	利用者の同意・署名を得られたら区へ提出
10	利用者による、各サービス提供事業者との契約・利用開始
11	受給者証に記載された期間ごとに、利用者宅等を訪問し、モニタリングを実施 ※必要な場合にはサービス内容や支給量を変更
12	モニタリング報告書を作成し、利用者へ説明
13	利用者の同意・署名を得られたら区へ提出
14	支給決定期間の最終月でのモニタリングを実施 サービス更新する場合はサービス等利用計画案を作成

※上記は基本的な流れで、利用者の状況等により変更される場合がある

7 計画相談のながれ

(1) 契約

相談支援事業者は利用者と契約を締結します。契約時に必要な書類（契約書・重要事項説明書等）について説明し、各書類に署名、捺印をもらいます。

(2) 訪問・面接

地域で暮らす利用者のニーズを把握することが大切です。利用者自身が支援の必要性を感じていない場合や、複合的ニーズが混在し整理できていない事例もみられるため、利用者や家族との信頼関係の構築が求められます。相談支援専門員は、利用者に寄り添い、その思いに耳を傾け、話を引き出すことが重要です。利用者の生活を知るためには生活の場に出向いて話を聞くことが有効であるため、来所相談だけでなくアウトリーチ（訪問等）にも力を注ぐ必要があります。

(3) アセスメント

面接で把握した利用者からの情報に加え、個人情報保護に配慮しながら利用者をよく知る関係機関等からの情報を集め、相談支援専門員として評価を行うのがアセスメントです。生活ニーズを把握するとともに、ニーズを充足する方法や社会資源の検討を行っていきます。なお、アセスメントは利用者のできないことだけを評価するのではなく、生活上の強みを知ることで、支援方法を組み立てます。

(4) サービス等利用計画案の作成

利用するサービスや支援の担い手を勘案し、サービス等利用計画案を利用者と話し合いのうえ作成します。作成された案は、利用者、必要に応じて家族等の同意を得ます。その後、区に提出します。

(5) モニタリング頻度の設定

モニタリングの時期や頻度は、サービス等利用計画案に記載する短期目標の達成時期に合わせて検討します。国の標準モニタリングに沿ったモニタリングが基本ですが、必要であればそれ以上の頻度でのモニタリングを

提案します。その理由を含めてサービス等利用計画案に記載し、区にも説明します。

(6) 受給者証交付後の内容確認

サービス等利用計画案の提出後、区での手続きを経て支給決定されると受給者証が交付されます。受給者証の写しは、利用者から受領するか、利用者の了解のもと区から受領します。受領後は、次の点に注意します。① 《「計画相談支援費」「障害児相談支援費」支給期間の開始日を確認する》
② 《「モニタリング期間」を確認する》

(7) サービス担当者会議

利用者、必要に応じて家族など、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、計画案の内容について各担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

会議では、相談支援専門員がサービス等利用計画案を提示し、会議に参加した多様な関係機関から当面の課題解決に向けた支援の内容やそれぞれの機関の役割、今後の支援の方向性、実際の担当者などを確認します。

※サービス担当者会議は必要に応じて前後する場合があります。

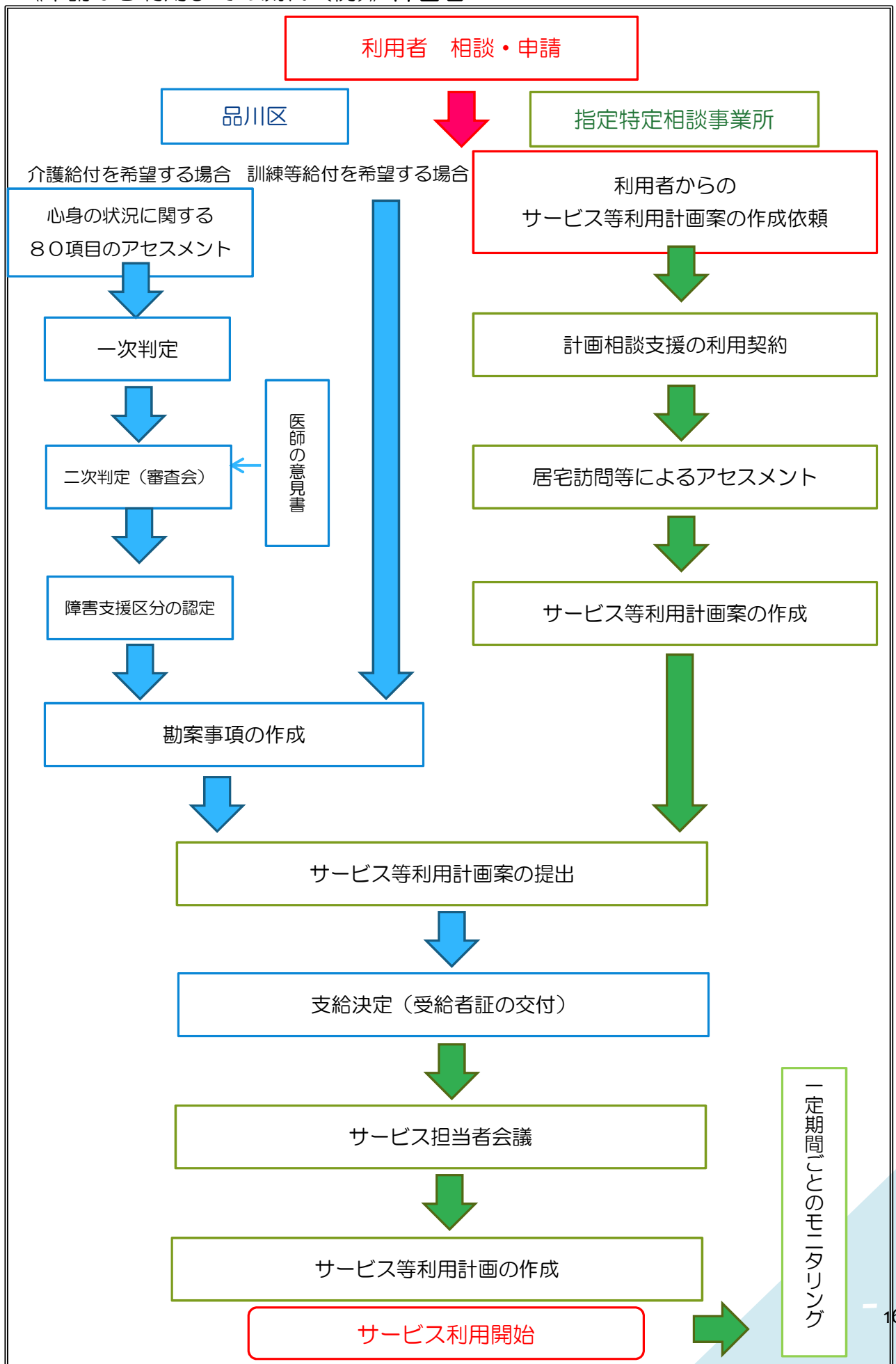
(8) サービス等利用計画の作成

ここまでのプロセスを踏まえて、「サービス等利用計画案」に修正がある場合は、その修正を反映させたくうえで、「サービス等利用計画」として利用者から同意を得ます。各サービスは、目標と計画に基づいて提供されていきます。

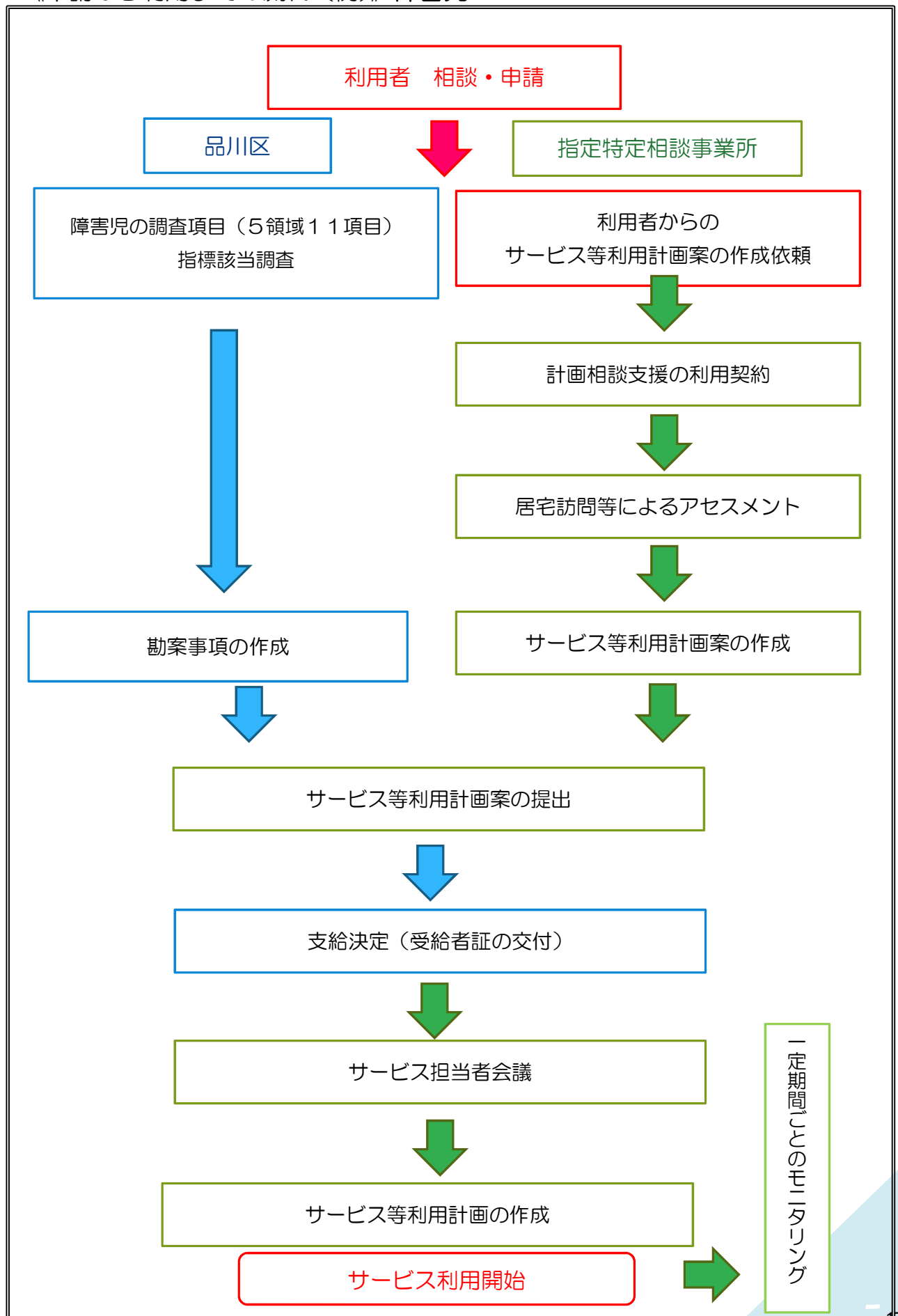
月あたりの支給決定時間数は、「品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱」「品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱」に明記されている基準と利用者のニーズから勘案した支給量を照らし合わせながら決定されます。

サービス利用の際、利用者がサービス事業者を探すことや、日程調整を行うことなどが難しい場合があります。その際は利用者了解のうえで相談支援専門員が、サービス事業者の選定や依頼を行い、支給開始と共に利用できるよう準備を行います。

《申請から利用までの流れ（例）》 障害者



《申請から利用までの流れ（例）》 障害児



(8) サービスの利用終了

サービスの利用を終了した際は、支給の取消手続きを行う必要があるため、利用者が利用終了届を記入し、区へ提出します。

【取消通知について】

利用終了届が提出されたら、取消通知書を利用者宛（児童の場合は保護者宛）に送付します。「死亡」または「期間満了（更新をしない等）」による終了の場合、通知書の発行はありません。その他の理由で、通知書が不要の場合は余白へ記入します。（所在不明や、精神的負担への考慮など）
送付先の指定がある場合も余白へ記入します。（転居先住所など）

【その他】

- ・ 取消日は、サービス利用最終日の翌日です。複数のサービスを取り消す場合は、最後に利用したサービスの最終日（モニタリング含む）となります。
- ・ 全てのサービスを取り消す場合は、計画相談支援にもチェックが必要です。
- ・ 理由はそのまま、通知書へ記載されるため、その他欄は簡潔に記入します。

8 具体的な取り扱い

(1) 障害支援区分の取得

■新規サービス利用者で区分認定が必要な方

(計画相談が地域拠点相談支援センター以外の場合)

指定特定相談支援事業所

- 利用者へ区分認定に必要な「同意書」を記入してもらい、区へ提出する。
- 地域拠点相談支援センター（地域拠点の担当管轄）へ「同意書」受領の連絡をする。



品川区

- 地域拠点相談支援センターへ区分認定調査を依頼（紙面）する。



地域拠点相談支援センター

- 利用者と日程調整し、認定調査を行う。
※必要に応じ指定特定相談支援事業者と連携および情報共有する。
- 結果を区へ送付する。

■区分認定更新者（計画相談が地域拠点相談支援センター以外の場合）

品川区

- 地域拠点相談支援センターへ対象者リストを送付する。

指定特定相談支援事業所

- 利用者へ区分認定に必要な「同意書」を記入してもらい（区分認定終了日の2～3月前）、区へ提出する。
- 地域拠点相談支援センターへ「同意書」受領の連絡をする。



品川区

- 地域拠点相談支援センターへ区分認定調査を依頼する。



地域拠点相談支援センター

- 利用者と日程調整し、認定調査を行う。
※必要に応じ指定特定相談支援事業者と連携および情報共有する。
- 結果を区へ送付する。

□地域拠点相談支援センター担当地域

センター名	種別	担当地域
品川区旗の台障害児者相談支援センター (電話：5750-4995)	身体・知的・難病	荏原・小山・小山台・平塚・旗の台・豊町・二葉・中延・西中延・東中延・戸越
品川区東品川障害者相談支援センター (電話：5479-2912)	身体・知的・難病	北品川・東品川・南品川・西品川・大崎・上大崎・東五反田・西五反田
品川区南品川障害児者相談支援センター (電話：5460-5301)	身体・知的・難病	大井・東大井・西大井・南大井・勝島・八潮・広町
品川区精神障害者地域生活支援センター (電話：5719-3381)	精神	区内全域

(2) モニタリング

モニタリング期間については、サービス等利用計画案や勘案事項、標準的なモニタリング期間に基づいて、利用者ごとに設定されます。

《標準的なモニタリング期間（自立支援給付）》

対象者	モニタリング期間
A：新規サービス利用者	1月ごと ※利用開始から3月のみ
B：集中的支援が必要な者、単身世帯や家族の疾病等でサービス事業者と連絡調整が困難な者	1月ごと
C：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者	3月ごと
D：療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者	6月ごと

標準期間において示した状態像以外であっても、例えば特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間になることがあります。

(具体例)

- 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- 障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- 複数の障害福祉サービス等を利用している者
- 家族や地域住民等との関係が不安定な者

《標準的なモニタリング期間（障害児通所給付）》

対象者	モニタリング期間
A：新規サービス利用者	1月ごと ※利用開始から3月のみ
B：集中的支援が必要な者、家族の疾病等でサービス事業者と連絡調整が困難な者	1月ごと
C：上記以外	6月ごと

標準期間において示した状態像以外であっても、例えば以下のような状態像の障害児や保護者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間になることがあります。

(具体例)

- 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある障害児
- 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

9 各種サービスの活用

(1) 意思疎通支援事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの確保と、情報保障のために手話通訳の派遣や要約筆記の派遣を行っています。

- 窓口相談

障害者福祉課窓口では、毎週月曜日・水曜日午後1時～4時、金曜日午前9時～12時に、手話通訳者を配置しています。他曜日と時間帯は、遠隔手話通訳サービス（13言語＋手話通訳）で対応しています。

その他、区役所内各窓口・保健センター・地域センター・品川図書館も、遠隔手話通訳サービス（13言語＋手話通訳）で対応しています。

- 手話通訳者派遣、要約筆記者派遣

聴覚障害者の社会生活を援助するため、本人からの派遣依頼に基づき、派遣されます。どのような時に利用できるか、申し込み方法などは、障害者地域活動支援センター逢（あえる）ホームページを参照してください。

窓口：障害者地域活動支援センター逢（あえる）

電話 03-5750-4996・FAX03-3785-3366

ホームページ <http://www.s-kaikan.net/aeru.html>

(2) 移動支援事業

自立支援給付の対象とならないケースでの、外出時の移動を支援します。

詳細は、「ホームヘルプ（居宅介護等）ガイドヘルプ（移動支援）利用のご案内」を参照してください。

(3) 巡回入浴サービス事業

家庭では入浴が困難な身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上の方に、個々の状況に応じ週2回までの範囲で巡回入浴車を派遣します。

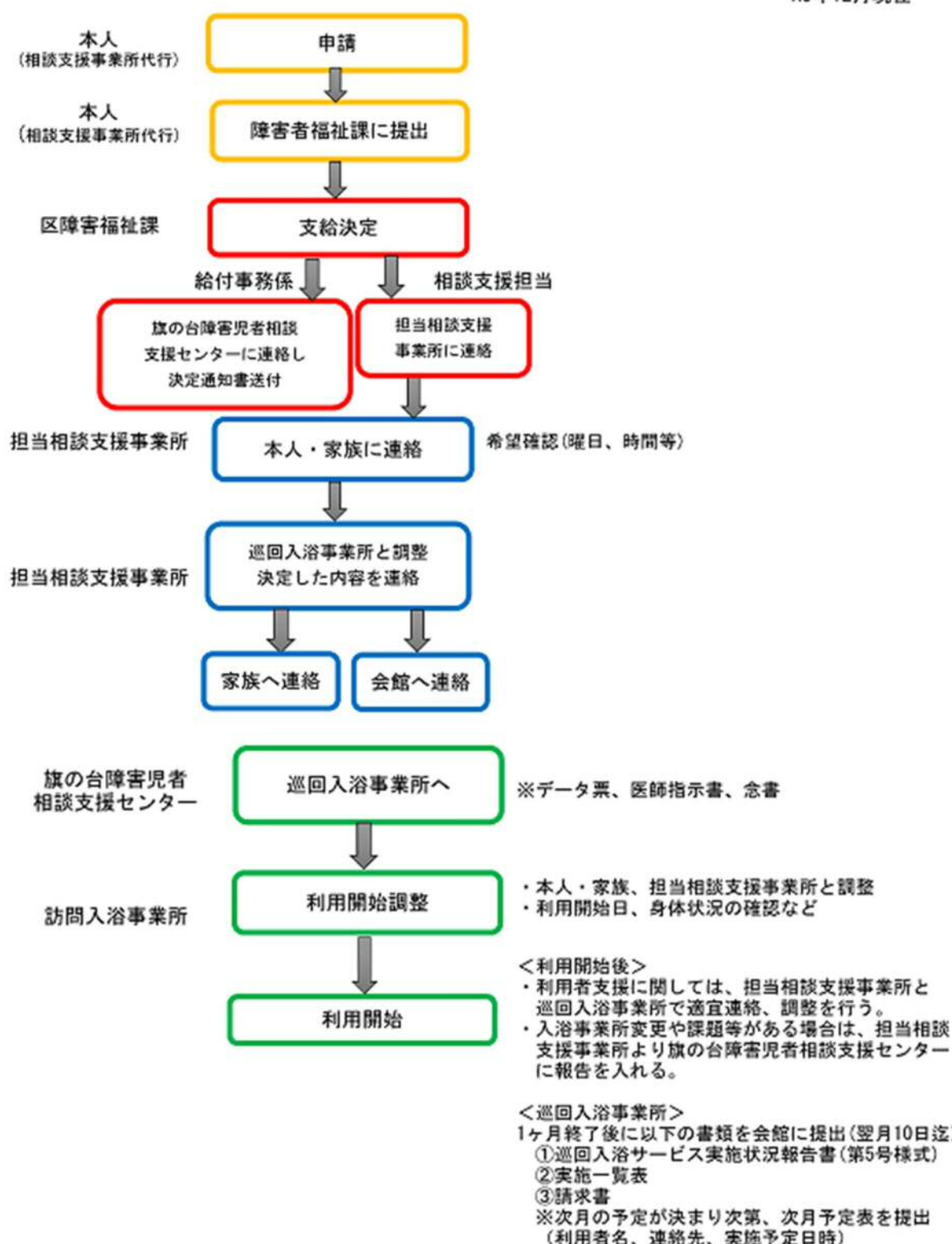
※介護保険でのサービスが優先します。

※サービス量の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ4区分の月額上限額を設定します。

※申請希望やお問合せは、障害給付事務係にご連絡ください。

巡回入浴 申請から利用開始までの流れ

R3年12月現在



巡回入浴事業者は以下のとおりです。（令和3年12月時点）

	住所	電話
アースサポート品川	〒141-0033 品川区西品川3-2-1	03-5434-6100
ニチケアセンター大井町	〒140-0011 品川区東大井5-7-10 クレスト・ワン4階	03-5769-0641
セントケア大森	〒143-0016 大田区大森北2-4-11 米山ビル2階	03-3765-2947
アサヒサンクリーン 在宅介護センター品川	〒142-0054 品川区西中延2-13-8 クィーンライトビル101	03-6914-2101

（４）障害者世帯ハウスクリーニング事業

本人または家族によって大掃除が困難な世帯で、身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上の方に、年2回まで派遣します。

※本人が施設入所・病院に入院している場合または居宅介護等を利用している場合は対象外です。

※サービス量の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ4区分の月額上限額を設定します。

※申請希望やお問合せは、障害給付事務係にご連絡ください。

（５）日中一時支援事業

特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や長期休暇中の活動の場を提供します。

●対象者

特別支援学校等に通学する障害児

●利用者負担（1回あたり）

- ・ 4時間未満 1,000円
- ・ 4時間以上8時間未満 2,000円
- ・ 8時間以上 3,000円

※利用料には、月の負担上限額の設定があります。（おやつ代等は実費負担）

※詳細は、品川区発達支援ガイドブックを参照してください。

※申請希望やお問合せは、障害者相談支援担当（児童担当）にご連絡ください。

(6) 救急代理通報システム事業

緊急事態に、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される「救急代理通報システム」の設置を行います。

●対象者

身体障害者手帳か愛の手帳を持っている一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯で、以下の等級に該当する方。

- ・ 下肢または体幹機能障害 1～3級
- ・ 視覚障害 1～2級
- ・ 聴覚障害 2級
- ・ 内部障害 1～3級
- ・ 愛の手帳 1～3度

●利用者負担

住民税課税世帯 月額 1,000 円

住民税非課税世帯 月額 100 円

※申請希望やお問合せは、障害者福祉係にご連絡ください。

(7) 重度脳性麻痺者介護事業

重度の脳性麻痺者を介護する家族に対して手当てを支給します。

●対象者

区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難な方。

※自立支援給付（短期入所を除く）・介護保険との併給はできません。

※申請希望やお問合せは、障害給付事務係にご連絡ください。

(8) 重症心身障害児者等在宅レスパイト事業

医療的ケアや常時の見守りを必要とする方の家族の負担軽減を図るため、家族に代わって一定時間の見守り等の支援を提供します。

●対象者

- ・ 医療保険などにより訪問看護を利用して居宅で医療的ケアなどを受けている重症心身障害児者を介護する家族など
- ・ 人工呼吸器を装着している障害児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児を介護する家族など
- ・ 常時の見守りを必要とする重度の身体障害児者を介護する家族など

※申請希望やお問合せは、障害者相談支援担当にご連絡ください。

(9) 知的障害者地域生活サポート24事業

グループホームや区内で単身生活をしている知的障害者に対し、24時間体制等で必要な相談指導、関係機関との連絡調整等を行うことにより、区内で安心して単身生活を継続できるよう支援を提供します。

●内容

- ・日常生活の困りごとへの助言や相談、手続きの支援
- ・地域での単身生活を希望する方に対し、一般住宅への入居にあたっての賃貸契約の仕方等必要な支援
- ・24時間の緊急対応が必要な場合における相談支援や関係機関との連絡・調整等の支援

窓口：特定非営利活動法人アーテム

電話 03-6712-8210・FAX03-6712-8210

(10) 精神障害者地域生活サポート24事業

区内で単身生活をする精神障害者に対し、24時間体制等で必要な相談指導、関係機関との連絡調整等を行うことにより、区内で安心して単身生活を継続できるよう支援を提供します。

●内容

- ・日常生活の困りごとへの助言や相談、手続きの支援
- ・地域での単身生活を希望する方に対し、一般住宅への入居にあたっての賃貸契約の仕方等必要な支援
- ・24時間の緊急対応が必要な場合における相談支援や関係機関との連絡・調整等の支援

窓口：有限会社それいゆ

電話 03-5753-8260・FAX03-5753-8261

(11) 高次脳機能障害専門相談事業

高次脳機能障害に関して、リハビリの専門職（作業療法士）がご相談をお受けしています。

●主な内容

- ・高次脳機能障害の疑いがあり、生活上お困りの事や今後の生活について
- ・職場の中での対応方法について
- ・手帳や年金申請について

- ・福祉サービスの利用 など

●相談対象者

- ・区内在住者、区内企業にお勤めの方
- ・ご本人、ご家族、その他関係者の方

窓口：品川区旗の台障害児者相談支援センター

電話 03-5750-4995 ※予約制となります。

(12) 訪問リハビリ相談

身体障害をお持ちの方で、リハビリに関する相談や家庭内などでの生活上、理学療法士による助言を必要とされる方に無料訪問相談を行います。

●主な内容

- ・リハビリに関する相談
- ・障害や身体機能に関すること
- ・住宅等の生活で機能維持に関すること
(二次障害予防の為に生活面での機能維持の為に具体的な助言など)
- ・車いす制作、補装具に関する相談 など

窓口：品川区旗の台障害児者相談支援センター

電話 03-5750-4995 ※予約制となります。

10 障害者福祉課連絡先

係名	電話（直通）	担当内容
障害者福祉係	5742-6707	意思疎通支援事業、救急代理通報システム事業、障害者住宅、障害者住宅あつ旋事業、ヘルプカード、福祉電話など
障害給付事務係	5742-7858	障害福祉サービス請求全般、グループホーム家賃助成、巡回入浴サービス事業、障害者世帯ハウスクリーニング事業、重度脳性麻痺者介護事業、各種手当、心身障害者医療費助成など
障害者施策推進担当	5742-6762	事業所開設相談、指導検査、差別解消法、障害福祉・障害児福祉計画など
障害認定事務係	5742-6710	身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療(更生医療)、補装具、日常生活用具、補助犬、区立施設入所選定会議、障害者介護給付費等支給審査会など
障害者相談支援担当	5742-6711	障害福祉サービス、障害児通所支援、移動支援、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業、虐待防止、など

各種様式

【共通】

- 計画書一式
- 自立支援給付申請書（様式第1号）
- 自立支援給付申請書記入例
- 移動支援支給申請書（第1号様式）
- 移動支援支給申請書記入例
- 利用終了届
- 相談件数表【翌月10日までに報告】

【者】

- 申請時の必要書類一覧（者）
- 様式2-1 基本情報シート
- 様式2-2 アセスメントシート
- 同意書
- 同行援護のアセスメント調査票
- 自立訓練スコア表

【児】

- 申請時の必要書類一覧（児）
- 障害児通所給付申請書
- 障害児通所給付申請書記入例
- 障害児通所給付変更申請書
- 指標該当調査
- 基礎情報シート
- アセスメントシート（5領域11項目）
- チェックシート（特性に関する項目）

資 料

【国資料】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
- 介護給付費等に係る支給決定事務等について（令和 3 年 4 月版）【抜粋】
- 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和 3 年 4 月版）【抜粋】
- 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1【抜粋】
- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.2【抜粋】
- 相談支援に係る Q&A の改正について

【区資料】

- 品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱
- 品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱
- ホームヘルプ（居宅介護等）ガイドヘルプ（移動支援）利用のご案内（令和 2 年 11 月版）
- 就労移行支援の再利用に関する取扱いについて（令和 2 年 5 月）